

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B会社が元請である建設現場（以下「事業場」という。）において、鍛冶工として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、芯材のガス切断撤去作業中、切断具合を確認するために芯材に手をかけて動かした際、芯材が倒れて請求人に当たり（以下「本件災害」という。）負傷した。請求人は、同日、C病院に受診し、「左膝後十字靭帯・前十字靭帯損傷、左膝半月板損傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人及び再審査請求代理人（以下、両者を併せて「請求人ら」という。）は、本件災害により障害等級第8級となったが、既存の障害に対する障害等級第6級と併合して障害等級第4級と認められないのは納得できない旨主張しているので、以下検討する。

(1) 本件災害による請求人に残存する障害について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「左膝後十字靭帯損傷・前十字靭帯損傷、左膝半月板損傷」と診断しており、また、平成〇年〇月〇日付け意見書において、左膝関節の状態について、「前後十字靭帯損傷の状態であり、膝の不安定性は動揺関節といえる。常に硬性装具を必要とする状態といえる。」と述べるとともに、膝関節に残存している疼痛と既往障害である右不全麻痺との因果関係について、「右不全麻痺の状態ではあるものの筋力低下はMMT 4レベルであり、今回受傷は左膝であるため、残存する既往障害による疼痛との因果関係はないと考える。膝関節に残存する疼痛は、十字靭帯損傷に起因するものと考えられる。」旨の意見を述べている。

(2) D医師の所見は明確であり、当審査会としても、本件災害により請求人に残存する障害は、決定書理由に説示するとおり、「常に硬性補装具を必要とするもの」に該当するとして、障害等級準用第8級とみることが相当であると判断する。なお、同医師は、膝関節に疼痛が残存している旨述べているが、受傷部位における神経症状は、身体障害から通常派生するものと考えることが相当である。

(3) 請求人らは、既存の障害と本件災害による障害とを併合すべきと主張しているところ、併合の取扱いについては、昭和41年1月31日付け基発第73号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第3条の規定の施行について」において、要旨、同一の業務上の傷病により、系列を異にする2以上の障害等級の併合の方法は、労災則第14条第2項及び第3項により、重い方の身体障害によるか等級を繰り上げるとしており、当該取扱いは、当審査会も妥当と考える。そうすると、本件災害による障害と請求人が併合すべきと主張する既存の障害とは同一の業務上の傷病によるものではないため、労基則第40条第2項、第3項及び労災則第14条第2項、第3項に基づき併合する事案には該当しないものと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。